改め、同項算式の符号A算式の符号a中「在籍人員数（」の下に「市町村立の幼稚園型認定こども園に在籍する2・3号認定子ども（1号認定子ども（教育標準時間認定子ども）を除く。）」を加え、同項算式の符号B算式の符号c_i中「3.096」を「3.100」に、「1.936」を「1.938」に、「1.439」を「1.440」に、「1.366」を「1.368」に、「1.269」を「1.270」に、「1.133」を「1.134」に、「1.042」を「1.043」に、「0.929」を「0.928」に、「0.780」を「0.779」に、「0.759」を「0.758」に、「0.742」を「0.741」に、「0.693」を「0.692」に改め、同条第六項中「経常態容補正係数」を「経常態容補正係数Ⅰ」に改め、同項算式中「0.120」を「0.095」に、「0.880」を「0.905」に改め、同項算式の符号A中「人口で」を「平成22年人口で」に改め、同条第九項算式中「1.83」を「1.91」に改め、同項算式の符号B中「に3分の2を乗じた数」を削り、同項算式の符号B算式中「29.5」を「29.4」に改め、同項算式の符号B算式の符号c中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項算式中「3.950」を「3.600」に、「94.1」を「94.8」に改め、同項算式の符号A中「2.950」を「2.600」に改め、同項算式の符号B算式中「94.1」を「94.8」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項算式中「2.84」を「2.93」に、「0.29」を「0.25」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B}{A\times 7.82}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び地方自治法第252条の20に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額を3で除した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$6.1\times a\times b$

bが4.080を超えるときは4.080とする。

算式の符号

a　合併関係市町村の人口

b　当該合併関係市町村の人口に別表第1(2)に定める経常態容補正の合併関係市町村の人口段階による補正率のAに定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のBに定める率とを合算した率を合併関係市町村の人口で除して得た率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

第十二条第二項の表都道府県の項第一号国府県道未整備延長比率一中「平成二十五年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に改め、同項第二号中「平成二十年十一月一日」を「平成二十五年十一月一日」に改め、同表市町村の項第二号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に、「一、〇六・〇」を「一、〇九・〇」に改め、同条第三項の表都道府県の項第一号算式中「0.392」を「0.368」に、「0.470」を「0.461」に、「2.079」を「2.074」に改め、同号算式の符号E中「北海道にあつては0.950」を「北海道にあつては0.960」に、「沖縄県にあつては0.950」を「沖縄県にあつては0.890」に改め、同項第二号算式中「0.730」を「0.728」に、「0.270」を「0.272」に、「9.243」を「10.894」に改め、同項第三号算式中「2.206」を「2.179」に、「15.317」を「15.166」に、「0.40034」を「0.41131」に改め、同項第四号算式中「0.245」を「0.247」に、「0.098」を「0.099」に改め、同表市町村の項第一号算式中「17.7」を「18.1」に、「0.48」を「0.44」に、「1.32」を「1.38」に、「1.80」を「1.82」に改め、同号算式の符号β中「0.08」を「0.09」に、「0.16」を「0.17」に改め、同項第二号算式の符号E中「平成3年度」を「平成4年度」に、「昭和61年度から平成2年度まで」を「昭和62年度から平成3年度まで」に改め、同項第三号算式の符号B中「1.830」を「1.910」に改め、同号算式の符号B算式の符号b中「5.215」を「4.889」に、「3.301」を「3.184」に、「2.394」を「2.304」に、「2.415」を「2.358」に改め、同条第四項の表市町村の項第一号算式中「256」を「232」に、「252」を「230」に、「369」を「334」に改める。

第十二条第五項の表都道府県の項第一号算式を次のように改める。

			算式 $\dfrac{\sum_{n=8}^{20}(B_n\times C_n)+\sum_{n=8}^{13}(D_n\times E_n)\times\frac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=14}^{20}(F_n\times G_n)}{+\sum_{n=8}^{20}(H_n\times I_n)+\sum_{n=12}^{20}(J_n\times K_n)+\sum_{n=21}^{22}(L_n\times M_n)+\sum_{n=21}^{22}}$ $\dfrac{(N_n\times O_n)+\sum_{n=21}^{24}(P_n\times Q_n)+\sum_{n=21}^{24}(R_n\times S_n)+T_n\times U_n+}{1{,}972{,}000円}$ $\dfrac{V_n\times W_n+\sum_{n=15}^{22}(X_n\times Y_n)+\sum_{n=21}^{23}(Z_n\times AA_n)+\sum_{n=23}^{26}(AB_n\times A}{\times AC_n)+\sum_{n=23}^{26}(AD_n\times AE_n)+\sum_{n=23}^{27}(AF_n\times AG_n)+\sum_{n=23}^{27}}$ $\dfrac{(AH_n\times AI_n)+\sum_{n=23}^{27}(AJ_n\times AK_n)+\sum_{n=26}^{27}(AL_n\times AM_n)}{}$

第十二条第五項の表都道府県の項第一号算式の符号C_7を削り、同号算式の符号C_8中「0.005」を「0.004」に改め、同号算式の符号C_9中「0.015」を「0.014」に改め、同号算式の符号C_{11}中「0.018」を「0.017」に改め、同号算式の符号中「$C_{12}=0.021$」を「$C_{12}=0.015$」に、「$C_{19}=0.020$」を「$C_{19}=0.019$」に、「$C_{20}=0.020$」を「$C_{20}=0.019$」に改め、同号算式の符号E_7を削り、同号算式の符号E_8中「0.020」を「0.019」に改め、同号算式の符号中「$E_{12}=0.026$」を「$E_{12}=0.007$」に、「$G_{14}=0.023$」を「$G_{14}=0.022$」に、「$G_{19}=0.020$」を「$G_{19}=0.019$」に、「$G_{20}=0.020$」を「$G_{20}=0.019$」に改め、同号算式の符号I_8中「0.065」を「0.064」に、「0.014」を「0.013」に改め、同号算式の符号I_{11}中「0.058」を「0.057」に、「0.037」を「0.036」に改め、同号算式の符号中「$I_{12}=0.088$」を「$I_{12}=0.022$」に、「$I_{13}=0.079$」を「$I_{13}=0.080$」に、「$I_{14}=0.038$」を「$I_{14}=0.037$」に、「$I_{16}=0.034$」を「$I_{16}=0.033$」に、「$I_{17}=0.033$」を「$I_{17}=0.032$」に、「$I_{19}=0.033$」を「$I_{19}=0.032$」に、「$I_{20}=0.033$」を「$I_{20}=0.032$」に、「$K_{13}=0.052$」を「$K_{13}=0.051$」に、「$K_{15}=0.054$」を「$K_{15}=0.053$」に、「$K_{16}=0.054$」を「$K_{16}=0.053$」に、「$K_{17}=0.053$」を「$K_{17}=0.052$」に、「$K_{18}=0.053$」を「$K_{18}=0.052$」に、「$M_{22}=0.016$」を「$M_{22}=0.020$」に、「$O_{22}=0.016$」を「$O_{22}=0.020$」に、「$Q_{22}=0.016$」を「$Q_{22}=0.020$」に、「$Q_{24}=0.003$」を「$Q_{24}=0.016$」に、「$S_{22}=0.027$」を「$S_{22}=0.033$」に、「$S_{24}=0.005$」を「$S_{24}=0.026$」に、「$U_{21}=0.053$」を「$U_{21}=0.052$」に、「$W_{22}=0.044$」を「$W_{22}=0.052$」に、「$Y_{16}=0.034$」を「$Y_{16}=0.033$」に、「$Y_{17}=0.033$」を「$Y_{17}=0.032$」に、「$AC_{24}=0.003$」を「$AC_{24}=0.018$」に、「$AE_{24}=0.003$」を「$AE_{24}=0.018$」に、「$AG_{23}=0.049$」を「$AG_{23}=0.048$」に、「$AG_{24}=0.008$」を「$AG_{24}=0.048$」に改め、同号算式の符号AG_{26}の次に次のように加える。

			$AG_{27}=0.003$